

(発行が2日も遅れてしまいました。お詫びいたします)

アカウントビリティ(accountability)。「説明責任」と訳されますが…

前

回の「ガバナンス」に続くカタカナ用語シリーズ第2弾。今回は「アカウントビリティ」を取り上げます。「アカウントビリティ」は「説明責任」と訳されます。行政では、その意味をじっくりと考えることなく、いわば「市民に対して何事もわかりやすく一所懸命に説明すること」といった意味で多用されているような気がします。これがまるっきり間違いだとは言えないのですが、何か気になります。

ア

アカウントビリティの語意を厳密に解釈すれば、「**出資者(株主)が投資判断をするために必要な各種の情報を明らかにして提示するという責任を果たすこと**」とでも言うことができるでしょう。前号で取り上げた「ガバナンス」を徹底するために経営者に求められる必要不可欠な責任・義務規定であるということが出来ます。この語意を踏まえて、行政におけるアカウントビリティとは何かということを考えてみたいと思います。



行

政にとって、「市民」とは何でしょうか。唐突な質問かも知れませんが、これはとても重要な問題なのです。私たちは行政にとって「市民」とは3つの顔をもつ存在であると考えています。**1つめの顔は「納税者」**です。企業になぞらえれば出資者(株主)という顔です。**2つ目は「受益者」と**いう顔です。企業になぞらえれば消費者(顧客)ということになります。**3つめの顔は「協働者(パートナー)」**。ある会社や商品のファンクラブやオーナーズクラブのような会員組織のメンバーがこれに相当するでしょう。

こ

れら3つの顔をもつ「市民」に対してアカウントビリティという責任を果たすためには、**それぞれの顔に応じて必要な情報をきちんと仕分けし、わかりやすく説明する必要があります**。何でもかんでも透明にして情報公開していれば、それで足りるというものではないのです。また、いくら一所懸命説明したり、解説したり、弁解したりしても、それがそれぞれの顔の立場からの判断に役立つ情報でなければ、説明責任を果たしたことにはならないのです。それでは単にエクスプレイン(Explain:説明する、弁解する)又はインフォーム(Inform:通知する)しているにすぎません。アカウントビリティの関係語に「アカウンティング(会計)」があることを知れば、その説明内容にどれほどの正確性が求められているかということがうかがい知れるでしょう。



正

確性が求められるということは、その内容が常に記録され、管理されたもので、公式のものでなければならぬということです。「納税者」に対しては税金の使い方を、「受益者」に対しては行政サービスの品質を、「協働者(パートナー)」に対しては相互に約束した履行内容を、それぞれの決定内容、決定経過、決定根拠、そして中間又は事後の評価を示すことが必要となります。企業はアニュアルレポート(年次報告書)や有価証券報告書を発行しています。これと同様のことを行政も行わなければならないということです。**「説明責任」という言葉を使うとき、私たちにはそれだけの覚悟ができていますでしょうか?**